

ジェトロ 地域・分析レポート

フリーゾーンへの投資を中核に安定成長が持続（ドミニカ共和国）

表3：ドミニカ共和国の輸出フリーゾーン（ZFE）の税制インセンティブ一覧

（－は記載なし）

税目	内容	条文	備考
所得税（ISR）	免税	第24条(a)	通常の法人税率は27%だが、ZFEでは免税。ただし、国内販売分については売上高（課税所得ではない）の2.5%を納税
建設税、抵当融資契約税、不動産譲渡税	免税	第24条(b)	－
会社設立・増資税	免税	第24条(c)	－
地方税	免税	第24条(d)	－
輸入関税	全免除	第24条(e)	ZFEにおける操業に用いる原材料、部品、資本財の全てが対象。その後、国内販売した場合は納税する。
輸出税	免税	第24条(f)	ドミニカ共和国には現時点で輸出税は適用されていない。
工業製品・サービス移転税（ITBIS）	免税	第24条(g)	通常の税率は18%。ZFEへの輸入、ZFE内の販売には非課税。ZFE外に販売した場合は納税する。
免許・財産税・資産税	免税	第24条(g)	現状で法人が対象となる資産税としては、資産価格の1%に相当するミニマムタックス（法人所得税と相殺）があるが、ZFEでは免税。
領事税（輸入関連）	免税	第24条(h)	通常の輸入ではCIF価格の0.4%が課税されるが、これを免除。
労働者福利厚生関連設備の輸入関税	免税	第24条(i)(j)	職場の食堂、診療所、託児所などに用いられる設備の関税を免除。
貨物・従業員輸送用車両の輸入関税	免税	第24条(i)(j)	輸入後最低5年間は転売できない。
利益の再投資分に対するISR免税	免税	第26条	ハイチとの国境地帯のZFEは再投資分の100%、首都圏は同80%、それ以外は同90%の所得がISR免除扱いとなる。ただし、当該年度の課税所得の50%を上回ることはいできない。

出所：1990年の法律8号（Ley 8-90）および2011年の法律139号（Ley 139-11）